

令和8年度米子市における公共空間活用による歩いて楽しいまちづくり推進方策検討業務

仕 様 書

1 業務目的

当機構は、鳥取県米子市との「米子市まちづくりの推進に関する基本協定書」に基づき、同市が目指すまちづくりの実現に向け、歩いて楽しいまちづくり、J R米子駅周辺のまちづくりに関する事業、及び、立地適正化計画の実現に向けた事業等に取り組むこととしている。

本取組にあたり、市が公表した「第2次米子市まちづくりビジョン」を念頭に、J R米子駅周辺のウォークブル推進方策の検討を、同市及び地域のまちづくり組織等と共に進めてきたところである。

本業務は、米子市中心市街地における歩いて楽しいまちづくりの更なる推進及び地域活性化を支援するため、米子市と民間事業者及び市民等によるウォークブル推進エリア内の公共空間等の活用促進方策の検討、モデル試行及び官民連携体制のあり方等を検討することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月5日（金）まで

3 業務範囲

別紙1のとおり

4 業務の内容

(1) 米子市中心市街地における公共空間等の前提条件・課題等の整理

当業務における公共空間等とは、道路、公園、広場、その他公共的利用の可能性がある空間とする。

① 既存調査の確認及び前提条件・課題等の整理

② 当業務で活用策を検討する公共空間等の選定及び諸元等の整理

現況や将来的な整備構想、計画等を勘案した上で、3か所程度を選定し、諸元等（名称、位置、面積等規模、管理者、管理状況など）を整理する。

(2) 公共空間等の活用策の検討

上記(1)②で選定した各公共空間等を対象に、管理者等関係者との協議を念頭に今後の継続的な公共空間等の活用方策等を検討する。

① 活用方策の検討

現状を踏まえ、ターゲットとする利用者像、利用日時（平休日、時間帯）、アクティビティ、簡易な利用イメージ図、物品数表等の必要項目を整理しつつ、活用策を検討すること。適宜、アクティビティや物品等のイメージ図等を用い、管理者等関係者との協議促進に資する内容とすること。

② 活用により期待される効果

効果の評価項目及び内容（数値を用いる場合は、簡易に、想定・計算するものでよい）について検討する。

（項目例；利用者数、滞在性、市民活躍拡大等）

【検討条件】

- ・公共交通を活用したまちなかの移動と連携を図る
- ・駅前通り、がいなロード、元町サンロード、法勝寺通り、本通り等の歩行者ネットワークを活用する
- ・都市再生整備計画により整備された（予定を含む）公共空間（道路、公園等）での応用が可能なものとする
- ・滞在性向上をふまえた活用とする
- ・商店街エリアにある町家等を活用した店舗との連携を図る
- ・一過性のイベントではない継続的な活用とする

(3) 公共空間等の活用策のモデル試行

上記(1)②、(2)①で選定し活用策を検討した公共空間のうち2箇所程度において、継続した官民連携の推進や市民参加の促進を念頭に、次に記載の【企画A】【企画B】について、①～④を行う。

【企画A】まちづくり主体等の連携をテーマとする企画

【企画B】高校生等若い世代を対象としたまちづくりをテーマとする企画

① モデル試行に向けた準備、関係者との調整

【企画A】既存活動をつなぐ調整等（1回程度）

【企画B】学校調整、案内、募集等（3回程度）

② 企画会議の開催

【企画A】まちづくり主体との打合せ等（1回程度）

【企画B】ワーク2回、報告会1回（3回程度）

③ モデル試行（1日程度、米子市「バスでGO！運賃無料DAY」等との連携）

【企画A】運営等

【企画B】運営、管理等

④ 記録整理

【企画A】③モデル試行に係る記録整理

【企画B】③モデル試行に係る記録整理

(4) 活用促進にむけた官民連携体制等の検討

① 公共空間等の活用の継続と促進に資する官民連携体制の検討

(1)から(3)をふまえ、官民の役割分担や連携・関係性等について、検討する。

② 中心市街地内や近郊で活動する地域主体等との連携体制等の検討

米子市がすすめる公共交通利用促進やウォークブルの取組み、エリア間や地域主体等間における相乗効果の発現等を念頭に、連携体制等について、検討する。

(5) 協議用資料の作成

発注者が主に米子市等と実施する協議用資料を上記(1)から(4)の検討資料を使って作成し、説明等を補助する。資料作成及び説明の補助は3回程度を想定する。

5 成果品

成果品の規格、仕様等については、監督員と協議するものとする。また、報告書の作成においては発注者の検討及び提供資料等も含めたものとする。

(1) 報告書 2部

(2) (1)の原稿データ（DVD-R等） 1部

(3) 打合せ議事録 一式

6 業務量

本業務に必要な業務量（人・日）については、別紙2を参考とする。

7 その他

(1) 発注者は、本業務の履行に必要な図書を貸与する。引渡場所は、発注者の事務所とする。なお、不要となった貸与品については、速やかに返却すること。

(2) 成果品等に誤謬が発見された場合は、本業務の成果品の引き渡し後といえども、受注者の責任において補正するものとする。

(3) 法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。

- (4) 本業務に係る入札説明書及び技術提案書の内容を遵守すること。
- (5) 本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるほか発注者の担当者と十分協議・調整を図り実施すること。また、発注者の担当者の指示に従い業務を進めること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じたときは、その都度発注者の担当者と協議すること。
- (7) 本業務における業務内容及び本業務において知りえた情報等は第三者に漏らしてはならない。
- (8) 再委託は原則認めない。ただし、再委託承認申請書が提出され、発注者が業務に支障がないと判断される場合は、承諾書を交付し認めることとする。
 - ① 再委託を認める場合
業務の重要性により、イ 主体的部分の業務、ロ 軽微な業務及びハ その他の業務、の3つに分類し、次の通り取り扱う。
イ 主体的部分の業務の再委託は認めない。
ロ 軽微な業務は再委託承認申請書での確認を要しない。
ハ その他の業務は提出された再委託承認申請書を審査し、業務に支障が無いと判断した場合に承認する。
 - ② 業務の重要性の定義は次による。
 - イ 主体的部分の業務
業務の総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務手法の比較検討及び決定、説明資料・報告書の作成方針の決定及び成果物の照査をいう。
 - ロ 軽微な業務
ワープロ、コピー、印刷、製本資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力及び単純な計算処理などの業務をいう。
 - ハ その他の業務
イ又はロのいずれにも当たらない業務をいう。
- (9) 本業務により作成された図面図版等の一切についての著作権が生じるときは、その権利をすべて発注者に帰属するものとする。
- (10) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

業務範囲 (赤点線で示す区域)



別紙 2

調査・検討業務等の業務量〔都市再生事業及び団地再生事業（計画業務）〕

業務項目	業務量 (人・日)	備考
(1) 米子市中心市街地における公共空間等の前提条件・課題等の整理	14.8	
(2) 公共空間等の活用策の検討	12.0	
(3) 公共空間等の活用策のモデル試行	45.2	
(4) 活用促進にむけた官民連携体制等の検討	21.5	
(5) 協議用資料の作成	5.6	

注意：想定業務量（人・日）は、仕様書に示した内容に対し、上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当、または、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当できる職階相当で換算した業務量を記載している。

参考資料

調査・検討業務等の積算基準について 〔都市再生事業及び団地再生事業（計画業務）〕

1 委託費用の算定

$$\begin{aligned} \text{委託費用} &= \text{委託価格} + \text{消費税相当額} \\ \text{委託価格} &= \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{諸経費} \\ \text{消費税相当額} &= \text{委託価格} \times \text{消費税額} \end{aligned}$$

2 直接人件費の算定根拠

仕様書別紙2に記載の業務量（人・日）に基づき、直接人件費を計上すること。

3 経費の積算について

(1) 直接経費

業務上必要な事務用品費、旅費交通費、その他直接経費の実費を計上すること。

(2) 諸経費の積算

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times \text{諸経費率} (110 / 100)$$

以上